

国民健康保険特集号

《問合せ先》
西宮市市民局国民健康保険グループ
国保収納グループ
〒662-8567
西宮市六湛寺町10番3号
Eメール/vo_kokuho@nishi.or.jp

平成20年4月1日から

国民健康保険が変わります！

医療制度改革等に伴い、平成20年4月から、国民健康保険制度が大きく変わります。ここではその主な内容をご紹介します。

1 後期高齢者医療制度創設に伴い、75歳以上（一定の障害のある方は65歳以上）の被保険者の方は国民健康保険を脱退し、新しく後期高齢者医療制度に加入します

後期高齢者医療制度は、「75歳以上（※一定の障害のある方は65歳以上）（以下、「該当者」といいます。）の方」を対象に新たに創設される独立した医療制度です。（後期高齢者医療制度の詳細は1面をご覧ください。）

該当者の方は平成20年4月1日をもって、国民健康保険を脱退し、後期高齢者医療制度に加入します。平成20年4月2日以降に75歳の誕生日を迎えられる方は、同様に、75歳の誕生日から国民健康保険を脱退し、後期高齢者医療制度に加入します。

（※）一定の障害のある65歳以上75歳未満の方は、後期高齢者医療制度へ申請すれば、後期高齢者医療制度の被保険者とならないこともできます。

脱退の手続きが必要なのですか？
後期高齢者医療制度加入に伴う国民健康保険脱退の手続きは不要です。

保険証はどうなるの？

該当者の方には、高齢者医療保険グループより後期高齢者医療被保険者証が3

（表1）後期高齢者医療制度創設に伴う国民健康保険証の有効期限

条件	個人有効期限	次回保険証発送予定日
①平成20年4月1日時点で75歳以上（～昭和8年4月1日生）	…平成20年3月31日	平成20年3月下旬 （後期高齢者医療被保険者証）
②平成20年4月2日から11月30日までに75歳誕生日到達（昭和8年4月2日～昭和8年11月30日生） 例）昭和8年8月8日誕生日	…75歳誕生日の前日 例）平成20年8月7日期限	75歳に達する月の前月中旬～下旬 （後期高齢者医療被保険者証） 例）平成20年7月中旬～下旬
③平成20年11月30日以降に75歳誕生日到達（昭和8年12月1日生～）	…平成20年11月30日	平成20年11月中旬 （国民健康保険被保険者証）

月下旬に送付されます。国民健康保険証は、4月1日以降使用できなくなり、注意ください。

後期高齢者医療制度創設に伴う国民健康保険証の有効期限について

が通常の有効期限（11月末日）と異なる場合があります。保険料はどこに払うの？

4月以降は、国民健康保険料にかわって、後期高齢者医療制度に個人ごとに後期高齢者医療保険料を納めます。（後期高齢者医療保険料については1面をご覧ください。）

なお、国民健康保険料に滞納がある世帯につきましては、引き続き残っている保険料を国民健康保険に納付していただく必要があります。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」・「特定疾病療養受療証」はそのまま使えるの？

「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」、「老人保健特定疾病療養受療証」をお持ちの方は、後期高齢者医療制度の新しい証が3月下旬に送付されます。

2 国民健康保険料の賦課方式が「医療給付費分」・「介護納付金分」の二本立てから、「医療給付費分」・「後期高齢者支援金分」・「介護納付金分」の三本立てに変更されます

（表2）賦課方式変更について

（平成20年度）	（平成19年度）
医療給付費分 所得割 未定 均等割 未定 平等割 未定 後期高齢者支援金分 所得割 未定 均等割 未定 平等割 未定 介護納付金分 所得割・均等割 未定	医療給付費分 所得割 10.0% 均等割 34,800円 平等割 25,800円 ※（老人保健拠出金を含む） 介護納付金分 所得割1.9%・均等割12,000円

※平成20年度保険料率は平成20年6月に決定します。

表3「後期高齢者支援金」とは…

後期高齢者医療にかかる費用のうち、後期高齢者医療制度の被保険者自身が医療機関で支払う窓口負担を除いた分を、公費（国、県、市町村）で約5割、後期高齢者医療制度の被保険者の保険料で約1割、残りの約4割を0歳～74歳からの支援金として各医療保険者が負担します。この4割の部分（下図の網掛部分）を後期高齢者支援金といい、国民健康保険料の後期高齢者支援金分となります。

後期高齢者医療制度の財源 （高齢者の医療機関窓口負担を除く）	
公費負担 （国・県・市町村） （5割）	
後期高齢者保険料 （1割）	若年者の保険料 （後期高齢者支援金） （4割）

後期高齢者医療制度の創設に伴い、国民健康保険や会社の健康保険等の各医療保険者は、従来、高齢者医療である老人保健制度に対して負担していた老人保健拠出金にかわって、後期高齢者支援金（表3参照）を負担します。

そして、老人保健拠出金を含んでいた医療給付費分が、平成20年度以降、医療給付費分と後期高齢者支援金分に分かれて賦課されることとなり、介護納付金分

3 後期高齢者医療制度の創設に伴う国民健康保険料の軽減・減免措置ができます

後期高齢者医療制度の被保険者となった人が国民健康保険から脱退しても、同世帯に属する国民健康保険加入者の保険料が従前と同程度となるよう、次の措置が講じられる予定です。（軽減・減免措置の詳細につきましては、平成20年度保険料が決定した20年6月以降の本紙等でお知らせいたします。）

① 軽減判定に関する措置 （申請は不要です）

国民健康保険から後期高齢者医療制度への移行により同世帯内の国民健康保険加入者数が減少しても、一定期間、従前と同様の軽減判定を受けることができます。よう、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方の所得及び人数も含めて軽減判定を行います。ただし、世帯構成に変更が生じた場合は、軽減判定に関する措置の見直しを行うことがあります。

② 平等割の半額措置 （申請は不要です）

被用者保険（勤務先の保険など）の被保険者本人が後期高齢者医療制度へ移行することにより、当該被保険者の被扶養者であった65歳～74歳の方（旧被扶養者）が国民健康保険に加入する場合、申請により一定期間、国民健康保険料が減額されます。旧被扶養者に係る所得割（全額）、旧被扶養者に係る均等割（半額）、旧被扶養者のみで構成される世帯に係る平等割（半額）です。※申請については、被用者保険から国民健康保険への加入時に受付を行う予定です。

4 「特定健診」・「特定保健指導」が始まります（10面～11面「健診特集号」参照）

従来、健康診査については保健所が中心となって実施してきましたが、平成20年度から、国民健康保険や会社の健康保険等各医療保険者が特定健康診査及び特定保健指導を実施することとなりました。

5 人間ドックの受診対象、方法が変わります（10面～11面「健診特集号」参照）

特定健康診査の開始に伴い、助成条件が変わります。詳細については10面～11面「健診特集号」をご覧ください。